

## G20ローマ・サミット

### G20ローマ首脳宣言（骨子）

#### 前文

- G20 首脳は、パンデミックによって発生した、国際保健危機や経済危機を克服することにコミット。
- 最も脆弱な人々のニーズに特別な関心を払いながら、パンデミックへの我々の共通の対応を更に強化することに合意。
- 気候変動に対応するための共通のビジョンに合意。

#### 世界経済

- 世界の経済活動は強固なペースで回復しているが、引き続き各国間・各国内で大きく差異があり、新たな変異株の拡大の可能性やワクチン接種ペースの違いなどの下方リスクが存在。必要とされる間は、全ての利用可能な政策手段を用いるとの決意を継続。

#### 保健

- 安全で、安価で、質が高くかつ有効なワクチン、治療薬、診断薬への適時、公平かつ普遍的なアクセスを確保するための努力を推進。
- 全ての国において、2021 年末までに少なくとも人口の 40%、2022 年中頃までに人口の 70%にワクチンを接種するという世界全体の目標に向けた進歩を促すための措置をとる。
- COVAX を含む ACT アクセラレータのすべての柱への支持を再確認。ACT アクセラレータのマנדートを 2022 年まで延長することを支持。
- G20 としての集団的な取組として、ワクチン、治療薬及び診断薬の供給と、アクセスを増大することにコミット。
- グローバル・ヘルス・ガバナンスの強化にコミット。十分かつ持続可能な形で資金提供を受けた WHO による、主導的かつ調整的な役割を強化するために進行中の作業を支持。
- 財務省及び保健省の間の連携体制の発展、パンデミックの予防、備え及び対応のための資金の効果的な管理の奨励等を目的とする、「G20 財務・保健合同タスクフォース」を設立。同タスクフォースでは、金融ファシリティを設置する方途についても検討。
- 保健に関する持続可能な開発目標（SDGs）、特にユニバーサル・ヘルス・カバレッジを達成するための我々のコミットメントを再確認。
- ワン・ヘルス・アプローチを追求することにコミット。

- 新型コロナウイルスにとどまらない、保健サービスの継続を確保することや、国家保健システムやプライマリー・ヘルスケア・サービスを強化することの重要性を再確認。
- エイズ、結核及びマラリアと戦うためのイニシアティブを引き続き支持。

#### 持続可能な開発

- 公平性を増進させ、全ての SDGs の進捗を加速できるような、世界中で持続可能、包摂的、強靱な復興を支援するためのグローバルな対応へのコミットメントを再確認。

#### 脆弱国への支援

- 国際通貨基金（IMF）の特別引出権（SDR）の自発的な融通について、最もニーズのある国のために世界合計で 1,000 億ドルを自発的に貢献するという野心に向けた、約 450 億ドル相当の最近のプレッジを歓迎。
- 「DSSI 後の債務措置に係る共通枠組」を適時かつ秩序だった方法で連携して実施するための取組を強化することにコミット。債務国に一層の確実性を与え、IMF と国際開発金融機関（MDBs）による資金支援の迅速な提供を促進。
- 債務の透明性の向上に引き続き取り組むための、民間債権者を含む全ての関係者による協働の重要性を確認。

#### 国際金融アーキテクチャ

- 長期的な金融の強じん性を高め、包摂的な成長を支えるとのコミットメントを再確認。

#### 食料安全保障、栄養、農業及び食料システム

- 誰も置き去りにせず、すべての人のための食料安全保障及び適切な栄養摂取を実現することにコミット。マテラ宣言及びその行動の呼びかけを承認。

#### 環境

- 2030 年までに生物多様性の損失を止めて反転させるための行動を強化することにコミット。生物多様性条約（CBD）締約国に対し、第 15 回締約国会議（COP15）における「ポスト 2020 生物多様性枠組」の採択を呼びかけ。
- 自主的に 2040 年までに土地劣化を 50%削減させるという共通の野心を再確認し、2030 年までに土地劣化の中立性を実現すべく努力。2030 年までに世界の陸地・海洋それぞれの少なくとも 30%が保全または保護されることを確保するために実施している取組を認識。他国も同様の野心的なコミットメントをすることを奨励、支持。

- 自然資源の保存、保護及び持続可能な利用を確保するための取組を追求し、過剰漁獲を終わらせるための具体的な措置を講じ、違法・無報告・無規制（IUU）漁業を終わらせるというコミットメントの実現に取り組む。
- 「自然を活用した解決策または生態系を活用したアプローチ」の実施を拡大、奨励。
- 「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」に沿って、海洋プラスチックごみに対処するというコミットメントを再確認。
- 1兆本の木を共に植えるという野心的な目標を共有。民間部門及び市民社会の関与の下、このグローバルな目標を2030年までに達成すべく他の国にG20の取組に参画することを要請。

### 都市及び循環経済

- 資源効率性の増大にコミットし、持続可能な開発を実現する要素としての都市の重要性や、都市の文脈における持続可能性、健全性、強じん性、福祉を向上させる必要性を認識。
- 循環経済のアプローチも採用すること等により、持続可能な消費と生産の形態の実現に向けた取組を強化し、気候変動の緩和と適応のための現地における行動を支援。

### エネルギー及び気候

- 気候変動という重大で緊急の脅威に対処し、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）第26回締約国会議（COP26）の成功に向けて共に取り組むことにコミット。
- 1.5°Cの気候変動の影響は、2°Cの場合よりもはるかに低いことを認識。1.5°Cに抑えることを射程に入れ続けるためには、長期的な野心と短・中期的な目標とを整合させる明確な国別の道筋の策定を通じ、全ての国による意味のある効果的な行動及びコミットメントが必要。
- G20メンバーがこの10年にさらなる行動をとり、必要に応じて2030年の国が決定する貢献（NDC）を策定・実施・更新・強化し、今世紀半ば頃までに、人為的な排出量と吸収源による除去量の均衡を達成することと整合的である、明確かつ予測可能な道筋を定めた長期戦略（LTS）を策定することにコミット。
- 特に発展途上国において、万人のためのクリーンエネルギーへのアクセスを確保することを含め、費用同等性と商業的実現性の迅速な達成を支援するために協働。
- 途上国のニーズに対応するため、今後2025年にかけて毎年、そして2020年までも共同で毎年1,000億米ドルの動員という、先進国によるコミットメ

ントを想起かつ再確認し、可能な限り速やかにその目標を完全に達成することの重要性を強調。

- 2025年までに、国際的な公的な気候資金の貢献を全体として増加及び改善するという、いくつかのG20メンバーによる新しいコミットメントを歓迎。その他の国による新しいコミットメントに期待。
- 温室効果ガス排出量を全体として大幅に削減することにコミット。メタンガスの削減が気候変動とその影響を抑制するための最も迅速で、実行可能で、最も費用対効果の高い方法の一つとなり得ることを認識。
- 無駄な消費を助長する非効率な化石燃料補助金を、中期的且つ段階的に廃止・合理化するための努力を向上させ、この目標を達成することをコミット。
- 気候とエネルギーの間に密接な関係があることを認識し、エネルギー部門におけるエネルギー強度を削減することにコミット。
- 低炭素な電力システムに向けた移行を可能にするため、持続可能なバイオエネルギーを含むゼロ炭素又は低炭素排出及び再生可能な技術の展開及び普及に関して協力。これは、排出削減対策が講じられていない新たな石炭火力発電所への投資をフェーズアウトさせていくことにコミットする国々が、可能な限り早くそれを達成することを可能にする。
- グリーンで、包摂的で、持続可能なエネルギー開発を支援するために、国際的な公的及び民間資金の動員にコミット。
- 排出削減対策が講じられていない海外の新規の石炭火力発電に対する国際的な公的資金の提供を2021年末までに終了。
- ここ何年ものトレンドを考慮しつつ、エネルギー市場の進化を注視し続け、国際エネルギー・フォーラム（IEF）と連携して、生産者と消費者の間の対話を促進。開放的で競争的かつ自由な国際エネルギー市場を促進するとともに、エネルギー安全保障と市場の安定性を強化するための道筋を模索しつつ、様々な供給源、供給者、ルートからのエネルギーの途絶のない流れを維持することの重要性を強調。
- クリーンエネルギーへの移行には、様々な側面を統合した、エネルギー安全保障に関する理解の向上が必要であることに留意。

#### 移行及びサステナブル・ファイナンスのための政策

- 気候変動から生じるマクロ経済リスク、緩和・適応政策のマクロ経済・分配面への影響等について、より体系的な分析を実施することの重要性に同意。
- サステナブル・ファイナンスは、よりグリーンで持続可能な経済と包摂性のある社会への秩序ある公正な移行を促進するために極めて重要。サステナブル・ファイナンス作業部会（SFWG）の設立を歓迎し、G20 サステナブル・ファイナンス・ロードマップ及び統合レポートを承認。

## 国際課税

- OECD/G20「BEPS 包摂的枠組」が公表した最終的な政治的合意は、より安定的で公正な国際課税制度を確立する歴史的な成果。2023年に新たな課税ルールがグローバルなレベルで発効することを確保するため、モデル規定と多国間協定を迅速に策定することを要請。

## ジェンダー平等と女性のエンパワーメント

- ジェンダー平等へのコミットメントを再確認。無償ケア労働やジェンダーに基づく暴力を始めとする、パンデミックにより不均衡に影響を受けた女性と女児の諸問題の解決に向けて取り組むことにコミット。
- 女性の経済代表性向上のための民間アライアンス（EMPOWER）の活動を歓迎するとともに、女性経営の中小企業を支援するための重要なパートナーシップとして、女性起業家資金イニシアティブ（We-Fi）を認識。

## 雇用及び社会的保護

- 安全で健康的な労働条件、全ての人のためのディーセント・ワークを確保するために、人間を中心とした政策アプローチを採用。
- リモート・ワーカーやプラットフォーム・ワーカーの適正な労働条件の確保に取り組み、規制の枠組を新たな労働形態に適応させるために努力。

## 教育

- 女性、女児及び脆弱な状況に置かれた生徒に注意しつつ、質の高い教育への全ての者によるアクセス確保にコミット。
- 持続可能な開発に向けた教育の重要な役割を認識。

## 移住及び強制移動

- パンデミックへの対応と回復に取り組む上で、移民労働者を含む移民及び難民の完全な包摂を支援するために前進することにコミット。
- 非正規移住の流れと移民を密入国させることの防止の重要性を認識。

## 交通及び往来

- 国際的な往来を安全かつ秩序だった方法で再開させるために努力。シームレスな往来を確保するために共有された基準が適当であると認識。

## 金融規制

- ノンバンク金融仲介の強じん性を強化することにコミットし、マネー・マーケット・ファンドの強じん性を強化するための政策提案に関する金融安定理事会（FSB）の最終報告書を承認。
- FSB の報告書において設定された、クロスボーダー送金の4つの課題（コスト、スピード、透明性、アクセス）に2027年までに対処するためのグローバルな定量目標を承認。

## 貿易及び投資

- 開かれた、公正で、公平で、持続可能で、無差別かつ包摂的な法に基づく多角的貿易体制の役割の重要性と、WTO を中心とした、体制強化へのコミットメントを確認。
- WTO の全機能を改善しつつ必要な改革を担うため、すべてのWTO加盟国と積極的にかつ建設的に取り組んでいくことに引き続きコミット。
- 公正な競争の重要性を強調し、好ましい貿易及び投資環境を育成するため、公平な競争条件の確保に引き続き取り組む。

## インフラ投資

- 回復の段階における質の高いインフラ投資の不可欠な役割を認識。
- 「インフラのメンテナンスに関するG20政策アジェンダ」を承認。
- 「質の高いインフラ投資に関するG20原則」に関する作業を引き続き推進。

## 生産性

- 「G20政策オプション・メニュー—デジタル・トランスフォーメーションと生産性回復—」を承認。
- 回復を支えるために、優れたコーポレート・ガバナンスの枠組及びよく機能する資本市場が重要であることを認識。「G20/OECDコーポレート・ガバナンス原則」の見直しに期待。

## デジタル経済、高等教育及び研究

- 世界の回復と持続可能な開発を実現させる鍵として、技術及びイノベーションの役割を認識。
- 信頼性のある自由なデータ流通及び国境を越えたデータ流通の重要性を認識。

## 金融包摂

- 脆弱で十分なサービスを受けられない社会の層のデジタル金融包摂を強化し、金融包摂のためのグローバル・パートナーシップ（GPFI）の取組を前進させるとのコミットメントを再確認。

## データ格差

- 考え得る新たな G20 データギャップ・イニシアティブに向けた取組に留意し、そのさらなる発展に期待。
- アジャイルな規制枠組を促進し、人間中心で、能動的で、使いやすく全ての人にアクセス可能な公的なデジタル・サービスを提供。
- 2025 年までに全ての人のための連結性に向けた普遍的で、手頃なアクセスを促進。
- 研究及び労働力が、その能力を急速に展開するデジタル環境に適応させることを確保するための取組を強化。
- デジタル・タスクフォースを作業部会へ移行することを歓迎。

## 観光

- パンデミックにより最も大きな影響を受けた観光部門において、迅速で、強じん、包摂的で、持続可能な回復を引き続き支援。

## 文化

- 持続可能な開発の原動力として、また経済・社会の強じん性及び再生を促進させる上で、文化が果たす役割を強調。

## 腐敗対策

- 公的部門及び民間部門における腐敗に対するゼロ・トレランス及び腐敗に対するグローバルな闘いにおける共通目標の達成へのコミットメントを新たにし、「腐敗対策行動計画 2022-2024」を採択。
- G20 諸国が、外国公務員に対する贈賄を含む贈収賄を犯罪化する関連する義務を遵守するために、規制及び法律を適合させ、国内外の贈収賄を効果的に防止、発見、捜査、起訴及び制裁するための取組を強化することを確保。全ての G20 諸国が OECD 外国公務員贈賄防止条約を遵守する可能性を期待。
- 実質的支配者の透明性を向上させるための金融活動作業部会（FATF）勧告の強化への支持を確認し、特に FATF の報告書の結果に基づいて行動することで、環境犯罪からのマネーロンダリングと闘うことを各国に要請。

## 結語

- 今後は、2022年にインドネシア、2023年にインド、2024年にブラジルで G20 サミットを開催予定。

(了)